

(作成日) 令和4年12月3日

〒651-0056

兵庫県神戸市中央区熊内町8丁目1-28  
一般社団法人日本ストーリーミングサービス協議会  
代表理事 堀 元洋

〒655-0892

兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目3-21  
神戸マリン総合法律事務所  
顧問弁護士 西口竜司

## 警 告 書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当職(一般社団法人日本ストーリーミングサービス協議会)は、株式会社J-MEDIA 代表取締役 川端祐太(大阪府大阪市中央区本町4丁目5-15 OSビル5F、以下「エージェント事務所」といいます)の代理人とし、エージェント事務所に所属するライバー(以下「被害者」といいます)に対する迷惑行為に関し、調査をしております。現在、迷惑行為を行う加害者が、被害者に対し、名誉、社会的評価及び信用を毀損し、ライブ配信業務を妨害する行為をしています。刑事上犯罪に該当する可能性があり、また、民事上不法行為(民法709条)を構成しうるものであり、到底看過できないものと考えております。

当職並びに被害者は、このような迷惑行為が継続されることになると、刑事・民事の両面から、然るべき法的措置を関係各所に委任することを検討しております。心当たりある方がおられましたら、速やかに迷惑行為を中止するようお願い申し上げます。なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、当職宛に書面にていただきますようお願い申し上げます。

敬具